

<納税状況調査に関する同意書の提出について>

このことについては、藤沢市契約規則第2条及び第19条の規定により、税の滞納がない者が競争入札の参加資格となっております。

このため、競争入札参加資格者登録期間中、競争入札参加資格確認のため本市が納税状況を調査する必要がある場合、調査をすることについて登録者の方の同意が必要となりますので、別紙の同意書を提出してください。

<藤沢市契約規則抜粋>

(一般競争入札の参加資格)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であり、かつ、次の各号に該当している者でなければならない。

- (1) 消費税、地方消費税並びに藤沢市に納付すべき市税の滞納がない者
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下単に「建設工事」という。)の請負にあつては、同法第3条第1項に規定する者
- (3) 土木建築に関する工事の設計若しくは監理、土木建築に関する工事に関する調査又は測定の委託(以下「測量等の委託」という。)にあつては、建築士法(昭和25年法律第202号)、測量法(昭和24年法律第188号)、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)若しくは補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)による登録を受けている者又は入札参加資格者として市長の認定を受けている者

2 前項に規定するもののほか、市長は、政令第167条の5の2の規定により、入札に参加する者に必要な資格を定め、その他制限を付して当該入札を行わせるために必要な事項を定めるものとする。

(一般競争入札の規定の準用)

第19条 前節(第4条を除く。)の規定は、指名競争入札の場合に準用する。